

大覚寺八楠土地区画整理審議会（第 53 回）

日 時：平成 18 年 6 月 22 日（木）
午前 9：55～午前 10：40
場 所：焼津市議会庁舎 3 階第 302 号室

報告事項：①会議録及び会議資料の公開について
②平成 18 年度定期人事異動による職員紹介
③平成 18 年度当初予算の概要について

議 事：第 1 号議案 評価員の選任について（諮問議案）
第 2 号議案 審議会の会議の公開又は非公開の決定について
第 3 号議案 第 53 回大覚寺八楠土地区画整理審議会の会議資料の公開又は非公開の決定について

出席委員：梅原久二 藁科剛一 望月忠 槇田清男 伊東晴男
伊東節義 梅原昌 伊東敏夫 伊東久善 伊東博行

欠席委員：な し

市出席者：村松区画整理課長 増田補償担当主幹 堂森工事担当係長
増田事業管理担当係長 原田換地清算担当係長 榊原主査 前川主査
望月主査 打桐主査 山本主査 増田主事 岩田事務員 栗野事務員

○梅原会長 おはようございます。時間もまだ4分ぐらい早いですが、全員そろいましたので、ただいまから53回の審議会を開催いたします。

本日の議事録署名人は、伊東節義委員、梅原昌委員、お2人をお願いします。

報告事項が3件、それから議事が3件ございますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○村松課長 それでは皆さん、おはようございます。

大変お忙しい中、審議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

さて、大覚寺八楠も、ユースタアの開店とともに、大分周辺が、関連する店舗なんかも建ってきたし、あと幹線道路の整備も大分進んできております。昨年度末で、事業費ベースで61.3%という事業の進捗率でございます。そういう事業が進捗してきた中で、非常に道路の整備も進んできたということで、昨年においては、保留地がもう13区画と。約4億2,000万という、そういう大きな保留地の処分をすることができました。この処分金は、区画整理事業の推進のために事業費として充てられております。

さて、今の大覚寺八楠につきましては、実施計画の見直しを昨年度行なっております。本年度において、期間の延長ももちろん含めまして、事業計画の変更という形を考えています。県のほうとも、一部国の補助金の関係があるものですから、事前に話を今しているところでございますが、残事業費の執行、あとまちづくり交付金という新たな補助金ですね。そういう導入による国の補助金の中身も一緒に変更していくと。そういう作業を現在進めているところでございます。そういう中で、事業計画の変更については、また皆様方と相談する機会がありますので、その節には、またよろしくお願ひいたします。

きょうは、今会長さんから話がありましたように、今までにない、審議会の公開とか、審議会に出された書類の公開とか非公開とか、そのような審議事項がありますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○梅原会長 それでは報告事項をお願いします。

○増田事業管理担当係長 それでは、報告事項の①、会議録及び会議資料の公開について、報告させていただきます。資料の2ページをお願いいたします。

資料の2ページに、「審議会等の設置及び運営に関する指針」を載せさせていただいております。これは今年の4月1日に焼津市で施行された指針です。

1の趣旨を読みます。「本市における審議会等の適正な設置及び法律的な運営を図ると

ともに、市政への市民参画を促進し開かれた市政を推進するため、審議会等の設置及び運営に関する指針を定めるものとする」。この趣旨のもとに、この指針が4月1日に施行されました。この指針の中に、ただいまから報告する会議録及び会議の公開について定められております。

その箇所が、3ページの下の方の「6 会議の運営」というところに書いてあります。読みますと、「会議の公正性と透明性を確保し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた行政を推進するため、審議会等の公開や市民への的確な情報提供に努めるものとする」。

(1) は「会議の公開」です。会議の公開につきましては、また後で、議事のほうの第2号議案のほうで審議していただきますので、ただいまは省略させていただきます。

(2) の「会議録の公開」のほうについてご報告させていただきます。

「ア 会議録は、会議終了後速やかに作成し、会議資料とともに公開するものとする。ただし、当該会議録が条例第10条の各号に規定する非公開情報を含む場合は、会議録の全部又は一部を公開しないものとする」。「イ 会議資料の公開・非公開等については、当該会議において決定するものとする」。

イのほうの、「会議資料の公開・非公開は当該会議において決定するものとする」と書いてありますけれども、これにつきましても、後ほど本日の第3号議案のほうで会議資料の公開又は非公開の審議をお願いしますので、そちらのほうでまた後で説明させていただきます。

この、3ページの下の方の(2)のアにありますとおり、「会議録は公開するものとする」ということで焼津市の指針のほうで決めましたので、今回の審議会より、会議録は公開していくということで、ご報告させていただきます。

どのような方法で公開していくかというのが6ページのほうに書いてあります。6ページは、「審議会等の会議の公開に関する要領」なんですけれども、6ページの真ん中の7番のところに「会議録の公開」という項目があります。

読みますと、「7 会議録の公開」。「(1) 会議録（会議録を公開する場合は、会議資料を含む）は、作成後速やかに公開するものとする。ただし、条例第10条各号に該当すると認められる事項が記載された部分については、この限りでない」。「(2) 会議録及び会議資料の公開は、公文書公開コーナーにおける閲覧及び市のホームページへの掲載により行なうものとする」。

ただいま読みました（２）にありますとおり、公文書公開コーナーは、市役所の本館の２階の入り口に入って右手にあります。その公文書公開コーナーに議事録を置いて閲覧に供することと、及び市のホームページに掲載すると。この方法によって公開していくこととなります。

それで、（１）の中に、ただし書きが書いてあります。「ただし、条例第 10 条各号に該当すると認められる事項が記載された部分についてはこの限りでない」。公開しないと。この部分の説明をさせていただきますが、7 ページのほうをごらんください。7 ページのところに「焼津市情報公開条例抜粋」を載せてあります。それで、4 行目のところに「焼津市公文書公開条例の全部を改正する」とあります。この条例は、2 行目にありますように、平成 18 年 3 月 23 日、今年の 3 月 23 日をもって 4 行目の公文書公開条例が「情報公開条例」という条例に改正されております。先ほど 6 ページのほうで「条例第 10 条各号」と書いてありましたが、これが新しい情報公開条例の第 7 条に該当します。そのため、この第 7 条をこの 7 ページに転記してあります。

特に、この審議会に関係してくるのが、7 条の（２）第 2 号であります。第 2 号のところに「個人に関する情報」というのが書いてあります。

（２）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（ほかの情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く」。抜粋して今読ませていただきましたけれども、このような情報につきましては、会議録から、黒塗り、あるいは削除して公開していくこととなります。

以上の方法で、今回の会議録より公開していくことになりましたので、報告させていただきます。よろしくお願いたします。

○梅原会長 会議録及び会議資料の公開について、ただいま資料によりご説明がりましたが、この 18 年の 3 月以降、こういう公開規定といいますか、それにのっとって会議資料の公開が施行されます。何かこれに関してご意見はございますか。

べつにないようでしたら、次に移らせていただきます。

それでは次に、平成 18 年度定期人事異動による職員の紹介をお願いいたします。

○村松課長 それでは、4 月 1 日の人事異動で職員に異動がありましたので、新たな職員

について紹介させていただきます。なお、区画整理課につきましては、1名昨年度より増員で、20から21にと。事業量も増えてきていますので、そういう中で1名の増員をさせていただきました。それでは、ここで網掛けになっているのが4名の新たな職員の方々です。3人が出られまして4人が入ってきたという状況です。

換地清算担当の主査の前川です。区画整理事務所のほうから。

- 前川主査 前川です。よろしくお願いします。
- 村松課長 次に、工事担当の榊原です。水道局のほうから。
- 榊原主査 榊原です。よろしくお願いします。
- 村松課長 補償担当の望月です。福祉のほうから。
- 望月主査 望月です。よろしくお願いします。
- 村松課長 補償担当の増田です。徴収課のほうから。
- 増田主事 増田です。よろしくお願いします。
- 村松課長 以上、本年度4人の新たな職員が区画整理課に配属されました。21人で事業の執行に務めていきますので、よろしくお願いいたします。
- 梅原会長 ただいま職員の異動の報告がございました。区画整理事業も、非常に地権者の数も多いし、いろいろなご意見がございますので、大変ご苦勞されることが多いと思いますが、よろしくお願いいたします。

次に、3番目の平成18年度当初予算の概要について。

- 増田事業管理担当係長 報告事項③の平成18年度当初予算概要について報告させていただきます。資料の10ページをお願いします。

資料10ページは、平成18年度大覚寺八楠土地区画整理事業費予算概要です。左のほうに、事業区分として事業費の区分が書いてあります。左から3列目が平成18年度当初予算の事業費です。その隣、Bというところが平成17年度当初予算の事業費で、その隣が平成18年度と17年度の比較です。そして、その右隣が概略の事業内容。その右隣が事業費に含まれる国庫補助費の補助率です。

上のほうから説明させていただきますと、上のほうの5行が国庫補助金の土地区画整理事業費です。

一番上が通常事業費です。平成18年度当初予算1,000万円、平成17年度当初予算1,000万円と、変わらずです。平成18年度の事業内容としましては、大覚寺藤岡線道路築造工事、建物調査委託料ほかがあります。通常費の国庫補助率は10分の5.0です。

臨時交付金事業費。平成 18 年度当初予算は 1,200 万円です。平成 17 年度当初予算の 4,600 万円より 3,400 万円の減です。平成 18 年度事業概要は、大覚寺藤岡線道路築造工事、移転補償等です。国庫補助の補助率は 10 分の 5.5 です。

公園公管金事業費。平成 18 年度は 0 円です。平成 17 年度当初は 2 億 3,400 万円でしたので、全額 2 億 3,400 万円の減です。これは国庫補助率 3 分の 1 の事業でした。

都市再生事業費も、平成 18 年度当初予算は 0 円。平成 17 年度当初の 6,900 万円より全額 6,900 万円の減です。これも国庫比率 3 分の 1 の補助率でした。

まちづくり交付金事業費は、平成 17 年度当初予算 6 億 2,750 万円です。平成 17 年度当初予算は 0 円でしたので、全額 6 億 2,750 万円の増です。平成 18 年度事業概要は、区画道路築造工事、整地工事、移転補償、建物等調査委託料ほかでございます。国庫補助の補助率は 10 分の 4 です。このまちづくり交付金の事業費は、去年、大覚寺八楠地区と区画整理済みの八楠地区を合わせた、焼津インターチェンジ周辺地区として都市再生整備計画というものを策定しました。その際には、地元の課題、その課題解決の方法などを探るためのワークショップを開催して、審議会の委員さんにもご協力いただきました。これによって、焼津インターチェンジ周辺地区都市再生整備計画が策定されて、これに対して国がまちづくり交付金を交付するという決定をいたしました。それによって、今年度から事業費として上がってきているものでございます。

次に、その下に行きまして、地方特定土地区画整理事業費です。平成 18 年度当初予算 1 億 3,600 万円。平成 17 年度は当初は 7,500 万円でした。当初比較では 6,100 万円の増です。18 年度の事業概要は、区画道路築造工事、移転補償、建物等調査委託料ほかです。地方特定事業費は、起債を起こして借入れをして行なっていく事業です。

その下は、市単独土地区画整理事業費です。市単独事業費は、平成 18 年度当初 8,119 万 4,000 円、平成 17 年度当初 1 億 1,026 万 4,000 円。当初の比較では 2,907 万円の減です。市単独事業費で行なっていくものは、工事（付帯工事、維持修繕工事、仮設工事、原材料費）です。そのほか、委託料（換地諸費、建物積算、事業計画変更外）です。補償は、（101 条補償、N T T 柱・ガス管移設補償、移転補償外）です。使賃料は、土地借上、建物借上ほかに使用する事業費です。

市単独の公園公管金事業費は、平成 18 年度当初 0 円です。平成 17 年度当初の 2 億 3,400 万円と比べて全額 2 億 3,400 万円の減です。

以上、平成 18 年度当初予算の合計額は 8 億 6,669 万 4,000 円です。平成 17 年度当初

予算の7億7,826万4,000円と比べまして8,843万円の増です。

これによって築造される幹線道路は、幹線道路築造250メートル、区画道路築造590メートル。移転補償は21件です。

この10ページの下に、平成17年度繰越事業について説明させていただいてあります。平成17年度よりの繰越事業は、地方特定土地区画整理事業です。このうち翌年度繰越額580万円です。移転補償の分で繰り越しております。この繰り越し分と先ほど説明させていただいた現年分を合わせました事業費は8億7,249万4,000円です。これによって移転補償が1件増えまして、移転補償は22件となっております。

このページの右下のほうに事業進捗率見込が記載してあります。18年度末予定（平成17年度繰越含む）は、事業費ベースの進捗率で67.6%となる見込みです。

10ページの事業費の説明は以上ですが、11ページのほうに施工箇所が色塗りで示してあります。黒と青以外の色塗りが18年度の当初予算の予定箇所です。黒塗りが16年度以前に既に施工済みの箇所、青塗りが17年度に施工した箇所です。赤色が18年度に通常費で施工する箇所、黄色が臨時交付金で18年度に施工する箇所です。ピンク色がまちづくり交付金で18年度に施工する箇所です。緑が地方特定事業費で18年度に施工する箇所です。オレンジ色が18年度に施工する箇所ですけれども、オレンジ色で主に施工するのは移転補償なものですから、ここには塗られている箇所がありません。

以上、報告事項の3番の、平成18年度の当初予算の概要について、ご説明させていただきました。

○梅原会長 ただいま、18年度の当初予算についての概要の説明がございました。大変厳しい財政の中で、当初予算としては、割合額が大きかったといいますか、喜ばしいような金額ではございますが、これも、まちづくり交付金事業費。これがインター周辺の公園事業というのですか、そういうものの補償費が多いということで、こういうような昨年度を上回るような予算になったんじゃないかと思いますが、思うように、事業の進行率からいっても3%か4%しか上回っていないということになると、まだまだこれからこのほうが、移転事業や何かがありますので、予算もそのほうに注がれるじゃないかと思います。

ほかに何かご意見はありますか。ないようでしたら、報告事項3件を終了いたしまして、議事に移らせていただきたいと思います。

第1号議案 評価員の選任について。

○増田事業管理担当係長 それでは、第1号議案の評価員の選任について説明させていただきます。資料の12ページをお願いいたします。

第1号議案 評価員の選任について。志太広域都市計画事業大覚寺八楠土地区画整理事業における評価員に下記の者を選任したいので、土地区画整理法第65条第1項の規程により貴審議会の同意を求めます。

記。藁科光生、焼津市八楠2丁目25-14。望月八千代、焼津市西小川5丁目6-2（静岡地方法務局焼津出張所長）。平成18年6月22日。志太広域都市計画事業大覚寺八楠土地区画整理事業。施行者、焼津市。代表者、焼津市長 戸本隆雄。

今回の評価員の選任について同意を求める審議をお願いするのは、評価員でありました内山評価員さんが逝去なされた後任の方として藁科光生さんを選任したい。それと、もうお一方は、静岡地方法務局焼津出張所長でありました評価員さんが転任により、望月八千代さんが新任の焼津出張所長さんになられたものですから、この方を評価員に選任したいと。お二方を新たな評価員として選任したいものですから、審議をお願いするものです。

藁科光生さんの略歴をご紹介します。

< 条例第10条各号に該当の為削除 >

平成13年度から平成16年度までの4年間、焼津市南部土地区画整理組合の評価員の職に就任していた方です。この経歴の方を選任したいので、お願いいたします。

もうお一方の望月八千代さんは、先ほど申し上げましたとおり、静岡法務局焼津出張所長を務めている方ですので、これらの方を選任したく、審議会に同意を求めるものですから、審議をよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○梅原会長 ただいまご説明があったように、八楠の藁科さん、西小川で法務局の望月さん。両名の評価員の選任について、また二人の略歴といいますか、現在までの職歴に関して、評価員を歴任したということでご説明がございましたが、それに対して、ご意見、ご異議がございましたら発表していただきたいなど、かように思います。

ないようでしたら、選任に対して同意をするよう決定していただきたいと思います。

それでは、意思決定のために、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○梅原会長 全員挙手いたしましたので決定いたします。

次に、第2号議案 審議会の会議の公開又は非公開について。

○増田事業管理担当係長 それでは、第2号議案の審議会の公開又は非公開の決定について説明させていただきます。資料は13ページをお願いいたします。

第2号議案 審議会の公開又は非公開の決定について

審議会等の会議の公開に関する要領3の規定により、下記のとおり、大覚寺八楠土地
区画整理審議会の会議の公開又は非公開について決定するため、審議会の議決を求めま
す。

記。1、公開または非公開の決定。大覚寺八楠土地区画整理審議会の会議は非公開と
する。2、非公開とする理由。焼津市情報公開条例（平成18年3月23日条例第2号）
第7条第2号に規定する非公開情報を審議することから、非公開とする。

平成18年6月22日。志太広域都市計画事業大覚寺八楠土地区画整理事業。施行者、
焼津市。代表者、焼津市長 戸本隆雄。

この議案について説明させていただきます。資料の2ページをお願いいたします。

本日の報告事項の一番最初に、会議録の公開について報告させていただきましたが、
同じこの2ページの「審議会等の設置及び運営に関する指針」に定めるところによって、
今回公開又は非公開の決定について審議していただくものです。おさらいになりますが、
2ページの1番の「趣旨」のところを読みます。

「本市における審議会等の適正な設置及び効率的な運営を図るとともに、市政への市
民参画を促進し開かれた市政を推進するため、審議会等の設置及び運営に関する指針を
定めるものとする」。

この指針の中で、会議の公開について定めてありますが、3ページの下の方の「6
会議の運営」の箇所です。この「会議の運営」の（1）のところは会議の公開について
定めてあります。

「（1）会議の公開」。「会議は原則として公開する。ただし、当該会議が焼津市公文書
公開条例（平成4年焼津市条例第3号。以下「条例」という。）第10条各号に規定する
非公開情報を含む内容について審議を行う場合は、会議の全部又は一部を公開しないも
のとする」として、この指針によって「会議は公開とする」という原則が定められてお
りますが、ただし書きで「全部または一部を非公開とすることもあります。」と定められ

ております。

次に、資料の 5 ページをお願いいたします。

資料の 5 ページは、この指針によりまして、どのように審議会の公開を行なっていくか定めてある「審議会等の会議の公開に関する要領」です。5 ページの真ん中あたりの 3 番に、公開または非公開の決定の仕方について定めてあります。

「3 公開または非公開の決定」。「(1) 会議の公開または非公開の決定は、2 の会議の公開基準に基づき、当該審議会が決定するものとする」。「(2) 審議会等は、会議の全部又は一部を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない」。

この 3 番にありますように、会議を公開するか非公開にするかは、当該審議会、つまりこの大覚寺八楠土地区画整理審議会において、この会議を公開するか非公開かを決定していただくこととなっております。このため、その決定をしていただきたく、本日議案として上げてあるものです。それで、議案のほうに、「この会議は非公開とする」という案を上げさせていただいてあります。非公開とする理由については、議案に書いてありますように、「焼津市情報公開条例第 7 条第 2 号に規定する非公開情報を審議することから、非公開とする」と書いてあります。この理由の「焼津市情報公開条例第 7 条第 2 号」というのがどういうものかというのが、資料の 7 ページのほうに抜粋で載せさせていただいております。

第 7 ページは、焼津市情報公開条例の抜粋です。本日、一番最初の報告事項の会議録の報告のところでも触れさせていただきましたけれども、この第 7 条の (2) のところに、「個人に関する情報については非公開」と。公開できないということで書いてあります。この公開できない個人に関する情報を審議することから、この大覚寺八楠土地区画整理審議会は非公開とするという議案を上げさせていただいております。

具体的に、この個人に関する情報とは何かと申しますと、仮換地指定に関する情報です。仮換地指定に関する審議につきましては、個人の氏名、あと財産に関する情報などを審議していただくものです。この土地区画整理審議会の主な権限が、この仮換地指定についての審議であるために、この主な審議の内容が、その非公開の情報であるということから、この会議自体を非公開とするというふうに案を上げさせていただいてあります。

参考までに申し上げますと、市施行、市が行なっている土地区画整理で静岡県内で会

議を公開しているのは、私が調べた限りでは浜松市のみで、あとは静岡市なども含めて非公開でやっております。浜松市のほうも、この仮換地など個人に関する情報を審議するときには会議は公開できないものですから、部分公開、一部公開としてやっております。そういう場合は、恐らく傍聴人に、その箇所を退席願って、その他の箇所は傍聴していただくという方法をとっていると思われま。そういう方法をとることも不可能ではないんですが、ただ審議会の主な議題といたしましては、やはりそういった個人情報扱う議題が主になって、大事なところを公開することができないものですから、それでは公開する意味もあまりないだろうということで、非公開ということで議案を上げさせていただいておりますので、これについての審議をお願いいたします。

説明は以上です。

- 梅原会長 以上、ご説明がありました。なかなか納得のいかない点もあろうかと思えます。皆さんのご意見をお聞かせ願います。
- 伊東敏夫委員 ちょっとよく読んでないんですけども、この審議で、非公開とするということ。何か、7条は文書の公開。出さなきゃいかんということですけども、会議そのものを非公開にするとか何とかいうのも、この中に入ってくるのかね。非公開とするというようなあれには。
- 増田事業管理担当係長 おっしゃいますとおり、7条そのものは文書の公開について定めてあるものです。それで、この文書の公開できない、「これはできないよ、これはできないよ」と列挙してあるのが、この7条です。そのものは文書の公開なんです。この7条の項目を使って、資料の3ページの下の方の、6の「会議の運営」のところの(1)の「会議の公開」のところ。ここには公文書公開条例の第10条と書いてあるんですが、今年の3月23日に、この公文書公開条例が全部改正されて「情報公開条例」という条例に変わりました。過去の公文書公開条例の第10条に当たるのが、今は情報公開条例の第7条というふうになっております。それで、第7条自体はこの文書の公開について書いてあるんですけども、その書いてあることを利用して、「これについては、ここに書いてありますように会議の中でも公開できないものですよ」ということで、この資料の3ページにあります「審議会等の設置及び運営に関する指針」のほうで、また別に定めてあるものですから。おっしゃいましたように、7条自体は「ここに列挙してあることに関しては文書では公開できないよ」というものなんです。この「審議会等の設置及び運営に関する指針」のほうで、同じその第7条を利用して、「これは会議でも公開で

きないよ」というふうに別に定めてあるものですから。おっしゃるとおりなんですけれども。

○伊東敏夫委員 これはあれですか。各審議会の開催の都度でなくて、「今後非公開としますよ」という解釈でいいですね。

○増田事業管理担当係長 そうです。おっしゃるとおり、会議の資料については毎度変わりますので、その都度決定が必要なんですけど、会議の公開・非公開につきましては、本日1回決定していただきますと、新たな決定がなされない限りは、その決定が続くことになります。

○伊東敏夫委員 はい、わかりました。

○伊東節義委員 この議案2号に関しては、個人情報保護法の法令のもとに、多分そういう形ができていると思うんですね。区画整理の中で審議されるのは、先ほど事務局からの説明がありましたように、多分に仮換地等、いろんな個人資産、あるいは個人情報を審議する中で、本会議を非公開にするということについては私は賛成です。

以上です。

○梅原会長 ただいま伊東委員から、非公開に対する賛成の言葉がありましたが、ほかに皆さんのご意見がございましたら、ご発言を。

ご異議ないようでしたら、賛成の人は挙手していただきたいと思います。

(賛成者挙手)

○梅原会長 賛成多数で可決いたしました。

○増田事業管理担当係長 それでは続きまして、第3号議案について説明させてもらってよろしいでしょうか。第3号議案は資料の14ページになります。

第3号議案 第53回大覚寺八楠土地区画整理審議会の会議資料の公開又は非公開の決定についてです。

審議会等の設置及び運営に関する指針6(2)イの規定により、下記のとおり、第53回大覚寺八楠土地区画整理審議会の会議資料の公開又は非公開について決定するため、貴審議会の議決を求めます。

記。第53回大覚寺八楠土地区画整理審議会の会議資料は公開とする。ただし、会議資料12ページ、第1号議案における評価員の選任対象である者の氏名、住所、肩書きの部分については、焼津市情報公開条例(平成18年3月23日条例第2号)第7条第2号に規定する非公開情報に該当するため非公開とする。

平成 18 年 6 月 22 日。志太広域都市計画事業大覚寺八楠土地地区画整理事業。施行者、焼津市。代表者、焼津市長 戸本隆雄。

この第 3 号議案について説明させていただきます。既に何度か説明させていただいております、2 ページ以降の「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づいて上げさせていただいている議案です。この会議資料の公開・非公開につきましては、3 ページの下の方の「6 会議の運営」の(2)の「会議録の公開」。その中の一番下の行のイの「会議資料の公開・非公開等については、当該会議において決定するものとする」とされており、この会議において議決をお願いするものであります。それで、「会議資料は公開とする」と案を上げさせていただいておりますが、「一部非公開にする」という案です。

それで、12 ページですけれども、12 ページは評価員の選任についてです。評価員に選任したいお二方の氏名、住所及び肩書きが記載されております。評価員につきましては、この会議で既に選任について同意していただいておりますので、今後、市長決裁をもって評価員として最終的に選任されることとなります。そして、選任されますと評価員は非常勤の公務員となりますので、そうなりますと、公務員に関する情報に関しては非公開ではなくて公開のほうになりますが、本日の段階ではまだ市長決裁を経ていないものですから、選任したい方ということで、まだ非常勤の公務員とはなっていないので、通常の方の氏名、住所、肩書きの情報になりますので、この部分については黒塗りあるいは削除として資料を公開したいというものです。

第 3 号議案についての説明は以上です。審議をお願いいたします。

- 伊東節義委員 ちょっと今の説明の中で、評価員が今回、ここで例えば、この議案を承認しても、選任されていないから非公開で、市長から選任された時点で特別公務員に準じるから、今度は評価員として薫科さんと望月さんが、住所、氏名が載るという形で公開するということですか。
- 増田事業管理担当係長 はい、そうです。焼津市において、公職者名簿というのがあるんですけれども、審議会委員さんもそうなんです、そういった名簿でもって公開されているものがありますけれども、評価員さんについても、そういうふうに公開されることとなります。
- 伊東久善委員 これ、毎回毎回会議の公開・非公開を審議するんですかね。この審議会にかけちゃ、公開するだ、公開にしないだって決めちゃ、あれするだ。めんどくさい

な。

○増田事業管理担当係長 毎回一応、今のところお願いしなければならないのは、会議の資料に関するもので、会議は本日非公開とするという決定をしていただいたものですから、今後別の議案が出て、別の決定されるまでは非公開が続きます。会議録は、もう絶対的に公開しなければならないものですから公開していきませんが、会議の資料については、そのものそのものでもって決めていかなければならないものですから、今のところは。

○伊東久善委員 話をするだ。

○増田事業管理担当係長 ええ。もしできれば、「もし」で申しわけないんですけども、この会議資料の公開要領というようなものを決定できれば、例えば「仮換地指定調書は非公開とする」とか、何回も出てくるものであれば、それは1回決めちゃえば非公開にできるものですから、そのような方法がとれるのかもしれませんけれども、今のところ、そこまではまだ調査、研究できてないものですから。今のところは毎回審議いただくこととなります。

○梅原会長 会議資料の公開または非公開の決定について。なかなか今までの討議につきましても、会議において閲覧される資料も、個人に配付しないで事務局で保管するというような方法もとってきたわけですけども、これからもこうした問題が、個人的な問題は、もちろん公開あるいは非公開という点で審議されると思いますが、この問題について、なお検討する余地があるというようなご意見がございましたら、お聞かせ願いたいと思います。ございませんか。

それでは、原案どおり可決に同意をする方は挙手してください。

(賛成者挙手)

○梅原会長 挙手多数です。原案どおり可決するものといたします。

以上で議事は終了したんですが、現在の工事関係について、何かご質問がございましたら、お伺いしたいと思います。

○村松課長 審議会のほうは1回閉めてから、お願いします。

○伊東久善委員 閉めてから、その他意見があれば。

○梅原会長 それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。